

2018年度 事業計画書

一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復支援センター

平成 28 年 12 月に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR 推進法）が成立し、今後は、IR 実施法及びギャンブル等依存症対策基本法の成立が見込まれる中、いわゆるギャンブル依存症（ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が出ている状態。以下、「ギャンブル依存症」という。）対策に関する注目度はますます高まっている。

事業開始 2 年目となる平成 30 年度は、ギャンブル依存症及び当センターの活動に関する周知啓発活動を積極的に行い、ギャンブル依存症者が支援への第一歩目を踏み出せるよう、引き続き、無料相談コールセンターで年間 5,000 件の受電を目標に相談応対を行うとともに、相談者に対し回復支援が必要であった場合には、医療機関や支援施設の初診料（初回利用料）を助成することで、日常生活・社会生活を円滑に営むための後押しを図る。

他方、ギャンブル依存症の全容は十分に解明されていないため、ギャンブル依存症に関する調査研究等を実施し、ギャンブル依存症の実態把握の一助とする。

事業計画

1. 無料相談コールセンター運営事業

(1) 内容

- (ア) 24 時間年中無休で無料相談を受け付け、ギャンブル依存症の相談内容に基づき他の機関を紹介する
- (イ) フリーダイヤル回線を用意し、通話料無料サービスを展開

2. ギャンブル依存症者に対する回復支援事業

- (1) 内容：上記コールセンターが紹介した他機関での初診料（初回利用料）を助成

3. ギャンブル依存症に関する調査研究事業

(1) 内容

- (ア) 相談内容を取りまとめたデータを用いて、ギャンブル依存症に関する調査研究を実施
- (イ) セミナー等に参加し、ギャンブル依存症に関する調査研究を実施

4. ギャンブル依存症予防に関する事業

(1) 内容

- (ア) 専門家等と連携を図り、幅広い世代を対象としてギャンブル依存症予防に関する

セミナー等の事業を実施

(イ) ギャンブル依存症に係るリーフレットを作成

(ウ) 新聞広告、インターネット広告等による周知啓発活動の実施